

土木工事特記仕様書（令和元年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

（工事实績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）

付きの車両を原則使用しなければならない。なお、平成31年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

(建設副産物)【変更】【追加】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は，COBRISの入力において，資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は，舗装版の切断作業を行う場合，切断機械から発生する排水は，排水吸引機能を有する切断機等により回収し，回収した排水については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は，一定規模以上の工事においては，工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また，「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は，電子納品の対象書類とし，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお，「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

（当初未確定な部分の施工計画書）【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

（第三者機関による品質証明）

第3条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

（1日未満で完了する作業の積算）

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化)

第5条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【県土整備部】 - デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

第6条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

第7条 徳島県土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第8条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所点状型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の地上気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(仮設トイレの洋式化)

第9条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ又は洋式トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(情報共有システム活用工事)

第10条 受注者は、土木工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(公認検定)

第11条 本陸上競技場は公益財団法人日本陸上競技連盟（以下、「日本陸連」という。）が定める「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」、「陸上競技場公認に関する細則」に基づく第3種陸上競技場とし、公式の陸上競技会を開催し得るに十分な精度のある施設とする。

2 トラック、フィールドおよび競技施設については、日本陸連による公認検定を受け、これに合格しなければならない。検定の結果、合格基準に合致しない場合は、すべて受注者の責任において直ちに必要箇所の修正をしなければならない。

3 公認検定の為の検定費用及び公認料については本工事に含まないが、受注者は公認検定に必要な書類作成・協議調整等に協力すること。ただし、受注者の責により、再検定の必要が生じた場合は、これに係る費用については、受注者が負担するものとする。

(競技施設に係る摘要基準)

第12条 本工事は、本設計図書（本特記仕様書を含む）によるほか、次の規程、指針等に基づいて施工しなければならない。

①陸上競技ルールブック＜最新版＞（公益財団法人日本陸上競技連盟編）

②屋外体育施設の建設指針＜最新版＞（公益財団法人日本体育施設協会 屋外体育施設

部会編)

③都市公園技術標準解説書・改訂版<最新版> (一般社団法人日本公園緑地協会編)

2 その他、定めのない事項については監督員と協議の上、その指示によるものとする。

(工事期間の制限)

第13条 本工事は、第二陸上競技場の利用休止期間内に実施する。なお、事前の調査、測量等はこれによらないものとし、施設管理者と調整の上、適切な時期に準備作業を実施すること。

施設利用休止期間：2019年10月1日から2020年3月31日まで(予定)

2 同公園内の他の競技施設の利用予定(大会日程等)を常に把握し、公園利用者の安全に十分配慮すること。

(全天候型舗装)

第14条 全天候型舗装の厚さ、硬度、各助走路の寸法、許容傾斜度及び平坦性等の様子は、本設計図書によるほか、必要な場合は日本陸連の指導による。

2 材料

①路盤

下層路盤にクラシャラン(C-40)、上層路盤に粒度調整碎石(M-30)を使用する。

ごみ、泥及び草根等、有害な有機質を含まないものとする。

再生材は、膨れ、沈下が生じることがあるので、使用しないこと。

ただし、アウトフィールド部分で監督員が認める箇所についてはこの限りではない。

②基層

「舗装設計施工指針」に規定された開粒度アスコン(13)を使用する。

再生アスファルト混合物は、ブリスタリングを生じやすいので使用しないこと。

③表層

表層はベース層、上塗り層、エンボス層の3層構成で、全層ポリウレタン樹脂舗装とし、本競技場は主競技場(第1種公認陸上競技場)の補助競技場であるため、舗装材は主競技場と同等とし、表面仕上げおよび硬度は同一とする。また、走路および助走路の仕上げ色は赤とする。

日本陸連公認陸上競技場で使用実績のある国産品で、かつ国際陸上競技連盟(以下、「IAAF」という。)の認証材料を使用すること。

3 施工

①切削オーバーレイ

所定の厚みを切削後、ウレタン表面に付着した汚れ(土砂、塵、オイル等)をブローアーや高圧洗浄機、スqueegee等により除去する。水洗いした後は十分に乾燥させること。

切削完了後に平坦性をチェックし、不陸がある場合には同じポリウレタン樹脂材を塗布して不陸整正を行うこと。また、基層の欠陥部および軟弱な箇所は除去し、補修する。

表面はスプレーエンボス仕上げとし、仕上材の硬化後に遮熱性能を有するトップコートを塗布すること。

施工時の外気温は5℃以上とし、舗装材施工後完全硬化が得られる前に降雨が予想される場合は、作業を行ってはならない。

既設のポリウレタン表層材と一体となり機能を発揮できるよう、舗装材の敷均し前に適切にプライマーを塗布すること。

②打替え

既設の表層及び基層を撤去し、上層路盤を不陸整正する。撤去した舗装版は分類して適切に処分する。

基層は平坦性確保のため、下部基層と上部基層の二層仕上げとし、平坦性等の精度には十分注意して施工すること。また、舗設後、アスファルトの油分が抜けてから、表層施工に着手すること。基層アスコン養生期間は7日以上を目安とする。

表層施工の前に、アスファルト舗装表面に付着した土砂、塵等は高圧洗浄機、スワイパー等により除去し、周辺付帯構造物を汚さないよう十分に養生してから表層工を施工しなければならない。アスファルト舗装表面に凹凸、または欠損部、及び軟弱な箇所があった場合は補修し、下地処理用の材料などを充填し平滑に強化する。

表層については、ベース層硬化後及び上塗り層硬化後に平坦性をチェックし、不陸がある場合には同じポリウレタン樹脂材を塗布して不陸整正を行うこと。

表面はスプレーエンボス仕上げ（一部スムーズ仕上げ）とし、仕上材の硬化後に遮熱性能を有するトップコートを均一に塗布すること。

表層施工時の外気温は5℃以上とし、舗装材施工後完全硬化が得られる前に降雨が予想される場合は、作業を行ってはならない。

③新設

路盤は上層及び下層の2層で施工する。下層路盤の敷均しにあたっては締固め後の一層の仕上り厚が20cmを超えないよう均一に敷均す。また、上層路盤の一層の仕上り厚は15cmを超えないようにすること。

路盤の締固めにあたっては、適宜散水して最適含水比付近の状態での締固め、仕上り天端高が所定のものになるよう注意して施工すること。

基層及び表層の施工は、②打替えと同様とする。ただし、表層表面はスムーズ仕上げとする。

④品質規定と試験頻度

下層路盤、上層路盤及び基層の品質管理については、徳島県土木工事施工管理基準(案)の下層路盤、上層路盤及びアスファルト舗装の基準及び規格値による。

表層に使用するポリウレタン樹脂の物性については、「表-1 ウレタン舗装材 品質規格表」によるものとし、事前に公的機関またはメーカーによる試験成績書を提出し、監督員の承認を得なければならない。耐候性については、屋外暴露試験による評価を原則とするが、期間的に不可能な場合は監督員と協議し、促進暴露試験をもって判定資料とする。

ベース層硬化後、下地アスファルト舗装との接着力試験を1回以上実施し、規格に合致していることを確認すること。

上塗り層施工時に舗装材をサンプリングし、物性試験用のシートを作成する。作成

したシートにより「表-1 ウレタン舗装 品質規格表」の物性の項目にあたる試験を実施し、試験結果が規格に合致していることを確認すること。

サンプリング頻度は、1000㎡当たり1回以上とする。試験箇所等については、事前に監督員と協議し、承認を得ること。

表-1 ウレタン舗装材 品質規格表

	項目		規格	試験方法
ウレタンベース層	硬度	20℃	50HsA±5	JIS K6253
		70℃	20℃の時の-6%以内	JIS Aゴム硬度計(デュロメータ)
	引張強度		2.0Mpa以上	JIS K6251
	伸び率		500%以上	JIS K6251
	引裂強度		12N/mm以上	JIS K6252
	抗張積		250N/mm以上	JIS A6021
	下地との接着性		20℃ 50N/25mm以上 50℃ 15N/25mm以上 またはアスコン凝集破壊	JIS K6854、90度剥離 下地-アスコン
ウレタン上塗り層	硬度	20℃	60HsA±5	JIS K6253
		70℃	20℃の時の-5%以内	JIS Aゴム硬度計(デュロメータ)
	引張強度		2.5Mpa以上	JIS K6251
	伸び率		500%以上	JIS K6251
	引裂強度		13N/mm以上	JIS K6252
	抗張積		300N/mm以上	JIS A6021
	摩耗試験		400mg/1000回以内	JIS K7204、テーパー摩耗試験CS-17、荷重9.8N、1,000回
ウレタンエンボス層	硬度	20℃	65HsA±5	JIS K6253
		70℃	20℃の時の-5%以内	JIS Aゴム硬度計(デュロメータ)
	引張強度		3.0Mpa以上	JIS K6251
	伸び率		500%以上	JIS K6251
	引裂強度		15N/mm以上	JIS K6252
	抗張積		350N/mm以上	JIS A6021
	摩耗試験		400mg/1000回以内	JIS K7204、テーパー摩耗試験CS-17、荷重9.8N、1,000回
ウレタン舗装材	衝撃吸収率		35±1%~50±1%の間	IAAF法、10~40℃
	変位量		0.6±0.1mm~2.2±0.1mmの間	IAAF法、10~40℃
	滑り抵抗		Wet 47以上	IAAF法、ホータブルスキッドレジスタンススター
	耐候性:屋外暴露		ひび割れ、チョーキング、退色などの著しい劣化を生じない事	1年間以上屋外南側面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。
	耐候性:促進暴露			JIS A1415 WS-A型ウェザーメーター 1,000時間

⑤出来形規定と測定頻度

出来形管理については、「表－2 ウレタン舗装 出来形規格表」によるものとする。
計測箇所等については、事前に監督員と協議し、承認を得ること。

表－2 ウレタン舗装 出来形規格表

工種	項目	頻度	個々の測定値	3個の平均 X ₃	10個の平均 X ₁₀
基層アスファルト (下部)	厚さ	3箇所以上	－ 9mm以上	－ 3mm以上	－
基層アスファルト (上部)	高さ	3箇所以上	±20mm以内	－	－
	寸法	3箇所以上	－25mm以上	－	－
	厚さ	3箇所以上	－ 7mm以上	－ 2mm以上	－
	平坦性		2.4mm以下 (3mプロファイルメータ)	－	2.4mm以下 (3mプロファイルメータ)
表層 (ポリウレタン系)	厚さ (総厚)	500㎡ごと	－1.5mm以内 針入式マイクロゲージによる	－	－0.5mm以上
表層 (ベース層)	厚さ	1,000㎡ごと	－1mm以内 敷均し直後、スケールによる	－	－
表層 (上塗り層)	厚さ	1,000㎡ごと	－0.5mm以内 敷均し直後、スケールによる	－	－
表層 (オーバーレイ)	厚さ	1,000㎡ごと	－1mm以内 針入式マイクロゲージによる 切削完了後とオーバーレイ完了後の差	－	－

(受注者の責任保証期間)

第15条 故意や過失が原因の場合や、天災、地変、その他の不可抗力による場合を除く通常利用下において、受注者の全天候型舗装についての瑕疵担保期間は下記のとおりとし、工事完了後引渡しの日から起算するものとする。

①材料および施工技術の不備に起因する亀裂・剥離・ふくれ・不陸について 5年

②表面仕上げの摩耗について（競技運営上支障があると判断されるまで） 4年

③走路、競技施設のマーキング（競技運営上支障があると判断されるまで） 3年

ただし、使用頻度の高い部分の摩耗や亀裂等についてはこの限りではなく、発注者と受注者と協議の上、決定するものとする。

仮設トイレ設置報告書

次の工事において、仮設トイレを設置したので報告します。

1 工事名					
2 受注者名					
3 現場代理人	印				
4 提出年月日	令和 年 月 日				
5 設置した仮設トイレ	設置数 (基)	基本料金 (円)	1ヶ月料金 (円)	設置期間 (月)	合計 (円)
<input type="checkbox"/> 和式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 洋式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 快適トイレ	×	(+	×) = 0
	[規 格] 幅 mm × 奥行 mm × 高さ mm [付加機能]				
■ 設置期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
■ レンタル会社					
<和式トイレの場合>					
■ 洋式化できなかった理由					
6 備考					
<発注者(監督員)が記入>					
7 監督員					

※ 監督員は内容を確認後、メール及びファックスで建設管理課へ報告して下さい。